



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要 (陸上貨物運送事業関係)

第152回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学教科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合には、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」

報告書の概要



陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会

1 趣旨・目的

陸上貨物運送事業における労働災害が増加傾向にある中において、労働災害の7割を占め、その多くが荷主、配送先等で発生している荷役作業時の労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する今後の安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

3 委員名簿

安部 慎二	一般社団法人日本自動車車体工業会	TGL技術分科会委員	
大西 明宏	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	上席研究員	
大西 政弘	公益社団法人全日本トラック協会	交通・環境部長	
(座長) 苦瀬 博仁	東京海洋大学	名誉教授	
黒川 久幸	東京海洋大学学術研究員	流通情報工学部門教授	
宿谷 肇	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第8回～第10回)	
高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会	専務理事	
福本 博二	一般社団法人日本パレット協会	専務理事 (第1回～第7回)	
二村 浩之	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社		
森山 みずほ	コンプライアンス・リスク統括部	安全品質推進部長	
世永 正伸	ウーマンカーライフ研究者/モータージャーナリスト		
	全日本運輸産業労働組合連合会	中央副執行委員長	

(五十音順)

4 事務局

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

5 開催状況

第1回	令和3年12月24日
第2回	令和4年1月24日
第3回	令和4年2月24日
第4回	令和4年3月7日
第5回	令和4年3月30日
第6回	令和4年4月28日
第7回	令和4年5月30日
第8回	令和4年6月28日
第9回	令和4年7月25日
第10回	令和4年8月26日

(報告書とりまとめ)

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書概要 (赤字は安衛則改正案関係部分)

①トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策

【現状と課題】

- **労働安全衛生規則**
最大積載量5トン以上の貨物自動車には昇降設備の設置（第151条の67）や保護帽の着用（第151条の74）が義務づけられている。
- **陸運業におけるトラックからの墜落・転落災害の現状**
 - ・ 陸運業の死傷災害のうち最も多いのは墜落転落災害。陸運業の墜落・転落による死亡災害の分析の結果、最大積載量5t以上のトラックからの災害が約5割、最大積載量2t以上5t未満のトラックからの災害が約4割。最大積載量2t未満のトラックに起因する災害件数は少ない。
 - ・ 墜落・転落災害を車両の種類別に見ると、平ボディ、ウイング車で約5割を占め、側面が開放できる構造のもので多く発生している。
 - ・ 被災者のうち休業6月以上と重篤な者の7割は保護帽未着用。
- **保護帽の着用状況**
 - ・ 令和3年に荷役作業中に発生したトラックからの墜落・転落による死亡災害10件のうち、最大積載量5t未満トラックに起因する4件すべてにおいて、保護帽が適切に着用されていたれば死亡に至らなかつたと考えられる。
 - ・ アンケートの結果、最大積載量2トンから4.5トン未満のトラック所有者のうち、労働者に保護帽を着用させていると回答したものが80%。着用させていない事業者の5割が「法令の義務がないため」と回答。

【提言】

- 昇降設備の設置や保護帽の着用義務の範囲を2t以上の貨物自動車に拡大
- ① **昇降設備設置の拡充**
最大積載量2トン以上の貨物自動車を昇降設備の設置義務対象とし、その使用を徹底させる必要がある。
- ② **保護帽着用の対象拡充**
最大積載量が2トン以上の貨物自動車の荷役作業に従事する労働者に保護帽の着用を義務付けることが有効である。なお、最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車で、次のいずれかに該当する場合は、保護着用義務の対象外とすることが望ましい。
 - ・ 荷の積卸し場所に専用の作業台・プラットフォーム等が設置され、荷台に昇降する必要がない
 - ・ 墜落・転落災害を防止する対策として、貨物自動車に適切な昇降設備が備えられ、かつ、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われない荷台の構造である

②テールゲートリフター作業における安全対策

【現状と課題】

- **テールゲートリフター（TGL）の災害**
 - ・ TGLの関連する死傷災害は令和2年は330件発生。このうち4割以上が休業見込日数60日以上となっており、フォークリフトに起因する災害の休業日数割合4割弱を上回っている。また、死亡災害も毎年複数件発生。
 - ・ TGLに起因する災害の6割が不適切な取り扱いによるもの。その多くは、TGLに荷と作業員が一緒に乗って昇降している際に、荷の移動や転倒に伴い発生。
 - ・ TGLの構造や特性に起因するリスクに係る知識が不十分。

【提言】

- ① **安全衛生教育の義務化**
テールゲートリフター作業に起因する災害の防止には、TGLの機能や危険性を正しく認識した上で、安全な作業方法を身に付けることが有効であり、事業者に対し、TGLを使用する者に対する教育を法令上義務付けることが必要。
- ② **荷台の高さにある昇降板上での作業における保護帽の着用**
TGLはトラック荷台から昇降板への荷の移動および昇降板からトラック荷台への荷の移動作業時には、昇降板の端からの墜落・転落のおそれがあるため、**TGLを用いた作業時に保護帽の着用を義務付ける**ことが必要
- ③ **TGL昇降板への人の搭乗の構造要件についての継続検討**
「テールゲートリフター構造要件の策定に関する委員会」（労働安全衛生総合研究所）において、本提言についても併せて検討いただきたい。

③ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策

④フォークリフト作業における安全対策

⑤荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割



テールゲートリフターの例

昇降設備等の例

ボディ設置型昇降設備例

ボディ設置型昇降補器類例

可搬式昇降設備例

ボディ設置型昇降設備等例

あおり用ステップ	格納式サイドステップ
	
<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付け面からの突起が少ないコンパクト設計 ・あらゆるあおりに取り付け可能 	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納式で、容易にステップ面を確保できる
<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平ボディ、バン、ウイング車 	<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平ボディ、バン、ウイング車
<p>価格</p> <p>☆☆☆ (安価 5,000 円程度)</p>	<p>価格</p> <p>☆☆ (やや高価)</p>
<p>安全性</p> <p>☆ 踏み外すこと、耐久性に劣る。</p>	<p>安全性</p> <p>☆☆☆☆ 面も広く、安定性も高い</p>

<p>格納ゲートステップ</p> 	<p>リアステップ</p> 
<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフターを加工してステップ代わりに 	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網状にすることで滑り止めの効果あり
<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テールゲートリフター車 	<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バン型他
<p>価格</p> <p>☆☆☆☆ (安価)</p>	<p>価格</p> <p>☆☆ (やや高価)</p>
<p>安全性</p> <p>☆☆☆☆ 安全性は高いが、凹凸でつまづく恐れ</p>	<p>安全性</p> <p>☆☆☆ バンパーよりも広く、昇降しやすい</p>

<p>リア格納式ステップ</p>	
<p>リア格納式ステップ</p>	
<p>特徴</p>	<p>・格納式でコンパクトに収納できる</p>
<p>対象ボディ</p>	<p>平ボディ、バン、ウイング車</p>
<p>価格</p>	<p>☆☆ (やや高価)</p>
<p>安全性</p>	<p>☆☆ステップが狭いので滑る可能性あり。三点支持必須</p>

<p>リア格納式ステップ</p>		<p>サイドバンパー</p>	
<p>特徴</p>	<p>・格納式でコンパクトに収納できる</p>	<p>特徴</p>	<p>・サイドバンパーにボルトオンで設置できる</p>
<p>対象ボディ</p>	<p>・平ボディ、バン、ウイング車</p>	<p>対象ボディ</p>	<p>・平ボディ、バン、ウイング車</p>
<p>価格</p>	<p>☆☆ (やや高価)</p>	<p>価格</p>	<p>☆☆☆☆☆ (安価)</p>
<p>安全性</p>	<p>☆☆☆ 三点支持必須</p>	<p>安全性</p>	<p>☆☆ 幅が狭く、ステップとしては心もとない。耐久性の問題もあり。</p>

格納式リアステップ



特徴

・格納式でコンパクトに収納できる

対象ボディ

全型

価格

☆☆ (やや高価)

安全性

☆☆☆ 三点支持必須





特徴

対象ボディ

価格

安全性



ボディ設置型昇降補器類例



<p>荷台への乗降グリップ</p>	<p>荷台への乗降グリップ</p>
	
 <p>▲リヤドア（両側フレーム） に取付け</p>  <p>▲リヤドア面に取付け</p>	
<p>特徴</p> <p>・庫内昇降時の負担軽減、転落防止対策</p>	<p>特徴</p> <p>・庫内昇降時の負担軽減、転落防止対策</p>
<p>対象ボディ</p> <p>・バン、ウイング等</p>	<p>対象ボディ</p> <p>・バン、ウイング等</p>
<p>価格</p> <p>☆☆（やや高価）</p>	<p>価格</p> <p>☆☆（やや高価）</p>
<p>安全性</p> <p>☆☆ 昇降設備と組み合わせが必要</p>	<p>安全性</p> <p>☆☆ 昇降設備と組み合わせが必要</p>

リアあおり手掛け	
	 <p>リヤアオリ手掛け (一段と二段あり)</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降設備とともに使用、転落防止。 ・あおり端部の挟みこみの防止
対象ボディ	対象ボディ
価格	☆☆☆ (中価)
安全性	☆☆ 昇降設備と組み合わせが必要

可搬式昇降設備例

<p>あおりステップ (トラックステッパー)</p>	<p>左右手すり付タイプトラック昇降ステップ</p>
	
<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのあおりに取り付け可能 ・溶接で頑丈 ・可搬性が高い 	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの付いたタイプ (4点支持確保) ・可搬性が高い
<p>対象ボデー</p>	<p>対象ボデー</p>
<p>価格</p> <p>☆☆☆☆ 安価 (5,000 円程度)</p>	<p>価格</p> <p>☆☆☆ 中値 (40,000 円程度)</p>
<p>安全性</p> <p>☆☆☆ (あおりのぐらつきによるバランス崩し)</p>	<p>安全性</p> <p>☆☆☆☆ (あおりのぐらつきによるバランス崩し)</p>

トラック昇降ステップ	作業用踏台
	
<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックのあおりを立てたまま昇降できる ・手すりの付いたタイプ（4点支持確保） 	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬性が高い
<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平ボディ 	<p>対象ボディ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全型
<p>価格</p> <p>☆☆ やや高価（80,000円程度）</p>	<p>価格</p> <p>☆☆☆☆ 比較的安価（20,000円程度）</p>
<p>安全性</p> <p>☆☆☆☆（最上段のステップが広い）</p>	<p>安全性</p> <p>☆☆すりやがらない、路面状態によっては不安定</p>

トラック用はしご	ステップ階段（両手すり付き）
	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの付いたタイプ（3点支持確保）
対象ボディ	<ul style="list-style-type: none"> ・平ボディ
価 格	☆☆☆☆ 比較的安価（20,000 円程度）
安 全 性	☆☆路面状態によっては不安定
機 能	<ul style="list-style-type: none"> ・両手すりのついた階段 ・可搬性に劣る。荷役場所据え置きタイプ
対象ボディ	<ul style="list-style-type: none"> ・全型
価 格	☆ 高価（150,000 円程度）
安 全 性	☆☆☆☆☆（四点支持により安全性が高い）